

石川県公報

平成 31 年 3 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 18 号)

目 次

規 則

○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則
(税 務 課) 1

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則 (昭和三十二年石川県規則第十四号) の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「場合」の下に「(指定金融機関等が設置する端末機において納付を受けたときを除く。)」を加える。

第七号様式 (その一) を次のように改める。

第7号様式(その1)(表)

年 月 日

様

石川 県 事務所長 回

法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 更正 決定 加算金決定 通知書
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 の 課税標準額 税 額 加 算 金 を次のとおり 更正 決定 したので、通知します。

Main tax calculation table with columns for '年度随時', '登録番号', '事業年度', '年月日から', '年月日まで'. It includes sections for '法人事業税及び地方法人特別税' and '法人県民税', with various sub-sections for '更正' and '決定'.

Table for '法人事業税及び地方法人特別税の加算金' (Additional tax calculation) with columns for '区分', '基礎となる税額', '加算金額', '既納付加算金額', and '納付すべき加算金額'.

指定納期限 (年 月 日) and 更正の請求日 (年 月 日) form fields.

備考 (Remarks) section.

第7号様式(その1)(裏)

納付場所 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は県総合(県税)事務所

備考1 この更正(決定)は、地方税法第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46、第72条の47若しくは第72条の48の2又は地方税法特別税等に関する暫定措置法第10条若しくは第15条の規定によって更正(決定)したものですから、納付すべき金額を指定納期限までに納付してください。

2 この更正(決定)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 この通知書により納付すべき税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間(延滞金の控除期間がある場合には、その期間を除く。)の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(次の①又は②に掲げる期間については、当該①又は②に定める割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。延滞金の端数計算については、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金の額を計算し、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「商業手形の基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。

② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

5 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、申告書提出期限の延長が認められている場合には、この通知書により納付すべき税額に、申告基準日(法人税額の課税標準の算定期間若しくは地方税法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後2箇月を経過した日の前日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は地方税法施行令第6条の18第2項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。)の翌日から延長された申告書提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(次の①又は②に掲げる場合は、当該①又は②に定める割合)を乗じて計算した額と4により計算した端数計算前の額との合計額の延滞金を加算して徴収します。この場合における端数計算は、4の場合と同様です。

① 商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間内に申告基準日の到来する場合 次の式により計算した割合(当該割合が年12.775パーセントの割合を超える場合は、年12.775パーセントの割合)

$$7.3\text{パーセント} + \frac{\text{当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率} - 5.5\text{パーセント}}{0.25\text{パーセント}} \times 0.73\text{パーセント}$$

② ①以外の場合 次による割合

ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合

イ 平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合

第11次中の1次審判選考を次のように定める。

- 備考 1 この許可について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に係る判決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、
- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11次中の1次審判最終選考を次のように定める。

- 3 申立者の括弧内には、差押財産に対して有する申立者の権利の名称等を記載するものとする。

第11次中の11次審判

充 当 計 算 書

第 号		
年 月 日		
滞納者住所		
氏 名	殿	
	石川県	事務所長 印

次のとおり、受け入れた金額について、あなたの県税滞納金への充当等の処理をし、この計算書を作成しましたから交付します。

充 当 計 算 書

	第 号
	年 月 日
滞納者	
住 所	
氏 名	様
	石川県
	事務所長 印

次のとおり、受け入れた金額について、あなたが滞納している県税等への充当の処理をし、この計算書を作成しましたから交付します。

改める。

	1 従業者数・発電所用固定資産の価額 (人・円)	2 事務所数・固定資産の価額・総固定資産の価額 (所・円)	3 軌道の延長キロメートル数 (KM)
--	-----------------------------	----------------------------------	------------------------

1		2		3	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

